

# 坪井節子さん

(弁護士・社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事長)

## 子どもの避難シェルターと子ども

今夜どこにも居場所がない——そんな少女少女の一時避難場所(シェルター)であるカリヨン子どもセンター。虐待から逃げてきた子どもを守る「一時保護」の権限を持ち、彼らに寄り添い、再出発を支える時間を共に過ごす取り組みが続けられている。

### シェルターに逃げてくる少年少女たち

——カリヨン子どもセンターは、児童福祉施設では緊急対応が難しい十代後半の未成年者を保護する日本初の民間シェルターとして、八年半が経ちました。

これまでカリヨンに避難してきた子どもは、二百三十人ほどになります。四分の三が女の子で、四分の一が男の子です。年齢構成でいうと、十六〜十七歳が半数。十八〜十九歳が四分の一で、その他の年齢が四分の一です。家庭から直接逃げてきた子どもが四〇%で、

すでに家出をして知人宅などにいた子が三〇%、少年事件に関連して、鑑別所・少年院などから来る子が二〇%、児童福祉施設経由で来た子どもが一〇%です。家庭から直接逃げてくる子どもが半数近いのですが、さらに女の子が多いことに驚かれます。女の子は家を出ると性被害につながりやすい。そのため、安心して避難できる場所があるとわかって、逃げてくるのです。

シェルターに滞在するのは約二カ月です。その期間、住居、衣食を提供し、子ども担当弁護士や児童福祉司が子どもや家庭の話聞き取ったり、状況を調査する

などして、子どもの希望をふまえながら、今後の生活の見通しを立てていきます。

逃げてきた子どもたちは、虐待(身体的・心理的・性的虐待、養育放棄)を受けてきた結果、心身の不調を抱えているケースが多く見られます。入居中に医療機関で受診する子どもが七五%、精神科を受診する子どもが二〇%います。心理面接やカウンセリングを受ける子どもも多くいます。

### 児童福祉からこぼれてしまう子ども

——なぜシェルターを設立しようと思われたのですか。一九八七年に東京弁護士会の子どもの人権救済センターの相談員になり、虐待などからの緊急避難を必要としている十代後半の少年少女の存在に直面したことがきっかけです。

東京弁護士会・子どもの人権救済センターでは、「子どもの人権二一〇番」という電話や面接の相談活動を一九八六年から行なっています。毎日交代で私たち弁護士が直接話を聞き、必要に応じて代理人活動を継続しているのですが、その窓口に、「家族から虐待を受けて苦しいので逃げたいけれど、今晚どこへ行けばいいかわからない」と、子どもからの相談が入ってくるのです。

受話器から届く現実には想像を絶していました。やまない父親の暴力、心をえぐる母親の罵倒、薬物に手を出した末の心身の荒廃、繰り返す自殺未遂……。成長過程すべてが虐待で埋め尽くされてきた子どもたちの声を聞くと、私も頭が真っ白になり、「よく今まで生



●つばい・せつこ 一九五三年生まれ。弁護士(坪井法律事務所)。少年事件の付添人活動や学校・家庭・福祉現場での子どもの人権救済を続ける。東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員、カリヨン子どもセンター理事長。